

越前市告示第153号

越前市空家等管理活用支援法人指定に関する事務取扱要綱を次のとおり制定する。

令和5年12月13日

越前市長 山田 賢一

越前市空家等管理活用支援法人指定に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 支援法人の指定（以下「指定」という。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、越前市空家等管理活用支援法人指定申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

2 申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書類
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書類
- (5) 申請年度の前年度における事業内容のわかる事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動（以下「空家活用等の活動」という。）実績を記載した書類

(8) 法第24条に規定する業務（以下「支援業務」という。）に関する計画書及び組織体制図

(9) 納税証明書（市税に滞納なし）

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
（申請の受付）

第3条 前条の指定の申請は、本市又は既に指定を受けた者が支援業務の実施が困難となった場合において受け付けることとし、その受付期間は、市長が別に定め、越前市広報、越前市ホームページ等で公表するものとする。

（指定の基準等）

第4条 市長は、申請書の提出があった場合において、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、法第23条第1項の規定により、当該申請者を支援法人として指定することができる。

(1) 前条の受付期間中に申請があった者であること。

(2) 空家活用等の活動を目的としていること。

(3) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家活用等の活動を行うことを目的とする会社であること。

(4) 第9条の規定により指定を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者でないこと。

(5) 越前市内に事務所又は営業所を有し、市内で空家活用等の活動を行っていること。

(6) 支援法人として行おうとする業務の方法が、支援業務として適切なものであること。

(7) 指定を受けようとする支援業務について、過去5年以内（申請年度を含まないものとする。）に概ね1年以上の実績があること。

(8) 指定を受けようとする支援業務について、当該業務の実務経験を1年以上有する職員が関与するものであること。

(9) 支援業務を適正に遂行するために必要な人員の配置その他必要な措置を講

じていること。

(10) 支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(11) 業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経済的基礎を有すること。

(12) 法人として債務超過の状態にないこと。

(13) 支援業務について、関係行政機関や活動地域内の他の民間組織等とすでに連携して活動を行っていること又は今後十分な連携を図ることができることと認められること。

(14) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守するために必要な措置を講じていること。

(15) 越前市暴力団排除条例（平成23年越前市条例第17号）第2条第1号に規定する暴力団でないこと。

(16) 役員又は職員の構成が、次のいずれにも該当しない者であること。

ア 越前市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

イ 未成年者

ウ 成年被後見人又は被保佐人

エ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

オ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(17) 市税に滞納がないこと。

2 市長は、支援法人の指定の可否を決定したときは、前条で定める受付期間の終了後1月以内に、越前市空家等管理活用支援法人指定（棄却）通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、支援法人の指定をしたときは、法第23条第2項の規定に基づき、当該支援法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地を公示するものとする。

4 指定の期間は、申請年度を含む5年度間を限度とする。

（名称等の変更）

第5条 支援法人は、法第23条第3項の規定による変更を行おうとするときは、あらかじめ越前市空家等管理活用支援法人名称等変更届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 支援法人は、前項の変更を行ったときには、速やかに第2条第2項に規定する書類のうち変更のあったものを市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の規定による届出があったときは、法第23条第2項の規定に基づき当該届出に係る事項を公示するものとする。

4 支援法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ越前市空家等管理活用支援法人業務変更届出書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

(1) 当該業務の内容に係る事業計画書及び収支予算書

(2) 支援業務に関する計画書及び組織体制図

(3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（業務の廃止）

第6条 支援法人は、支援業務を廃止したときは、直ちに越前市空家等管理活用支援法人業務廃止届出書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による業務廃止の届出を受けたときは、指定を取り消すとともに、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び業務の廃止届出を受けた年月日を公示するものとする。

（事業の報告）

第7条 支援法人は、事業年度開始後、速やかに当該事業年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出するものとする。

2 支援法人は、事業年度終了後、速やかに当該事業年度の支援事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を市長に提出するものとする。

（改善命令）

第8条 市長は、法第25条第2項の規定により、支援法人が支援業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、当該支援業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第9条 市長は、法第25条第3項の規定により、支援法人が同条第2項の規定による命令に違反したとき、第4条第1項各号に掲げる要件に該当しないこととなったとき又は不正な手段により指定を受けたときは、指定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により指定を取り消したときは、越前市空家等管理活用支援法人指定取消書(様式第6号)により当該支援法人に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月13日から施行する。